

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日起きに當る翌日)  
午前が休日は、そ

目

次

## ◇告

示

計量器定期検査の実施

解除予定の保安林にする旨の通知

土地の用途廃止

◇正誤 昭和四十五年六月五日付鳥取県公報号外第四十八号中訂

## 告示

## 鳥取県告示第四百十九号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第一百四十条の規定に基づき、米子市の計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第一百四十三条の規定により告示する。

昭和四十五年六月九日

七月一日	午前 十時	鳥取県知事 石	破 二	朗
午後 三時	まで	検査区域	検査場所	
米子市				住吉公民館

二日	午前十一時	午前九時三十分から	午後一時	午後三時	から	加茂"
三日	午前九時三十分から	午前十一時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	福米"
四日	午前十一時三十分から	午前十二時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	福生"
五日	午前十二時三十分から	午前十三時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	車尾"
六日	午前十三時三十分から	午前十四時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	厳"
七日	午前十四時三十分から	午前十五時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	大高"
八日	午前十五時三十分から	午前十六時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	春日"
九日	午前十六時三十分から	午前十七時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	五千石"
十日	午前十七時三十分から	午前十八時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	尚徳"
十一日	午前十八時三十分から	午前十九時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	彦名"
十二日	午前十九時三十分から	午前二十時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	成実"
十三日	午前二十時三十分から	午前二十一時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	崎津"
十四日	午前二十一時三十分から	午前二十二時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	大篠津"
十五日	午前二十二時三十分から	午前二十三時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	和田"
十六日	午前二十三時三十分から	午前二十四時三十分まで	午後一時	午後三時	まで	富益"
夜見"						

## 鳥取県告示第四百二十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十五年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十五年六月五日付鳥取県公報号外第四十八号中次の箇所に誤りがあつたので、訂正する。  
〔定価一部一箇月三百円（送料を含む。）〕

解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字福吉字福吉谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 鳥取県告示第四百二十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十五年六月一日から用途廃止した。

昭和四十五年六月九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 方メー トル)	用 途
東伯郡三朝町砂原字寺田五八ノ三番地先	二四・七九		
五七ノ一番地先	一三・八五		
五六ノ二番地先	八・四六		
五五ノ二番地先から 五六ノ二番地先まで	"	道路敷	
	一一・六五		水路敷